

基本目標3 快適な生活環境の確保

身の回りにある美しい空気や水、土壌環境等を良好な状態で保全するためには、それぞれの立場で環境への負荷をできる限り低減した生活を送る必要があります。

大気環境や騒音等の監視・観測の強化による公害発生の未然防止や3R(廃棄物の発生抑制「Reduce リデュース」、再使用「Reuse リユース」、再生利用「Recycle リサイクル」)の推進等による廃棄物の減量化等により、市民が健康で安全に暮らせる生活環境の確保を図ります。

基本施策① 公害対策の強化



現状と課題

- ・岐阜県が設置した市内2か所の測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等、大気環境の常時測定が行われています。測定値は環境基準の範囲内にあり、良好な状態が維持されていますが、放射性物質の他、微小粒子状物質(PM2.5)等、新たに環境基準が設定された物質についても、引き続き監視・観測する必要があります。
- ・宮川等の主要5河川において毎年水質調査を実施しており、おおむね良好な状態が維持されています。
- ・大気や河川等の調査による監視、公害発生源者への指導や立ち入り検査等を随時実施するなど、良好な生活環境の維持に取り組む必要があります。
- ・家庭や地域における環境美化活動の促進や「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」の周知啓発を図る必要があります。
- ・高層建築物等による日照問題や電波障害については、建築基準法等の各種法規や高層建築物による受信障害についての指導要領等に基づき指導を行うほか、周辺地域の生活環境への配慮を促します。

主な取り組み

1) 公害対策の強化

大気や河川環境、騒音・振動・悪臭対策の実施などにより公害対策の強化を図ります。

●大気環境対策

- ・関係機関との連携を強化し、大気環境汚染物質の排出に関する規制基準の遵守や施設の適切な維持管理に対する指導の充実に努めます。
- ・県が設置する大気環境測定局や大気環境測定車による一般大気環境調査や酸性雨調査

などによる監視・観測体制の充実と大気汚染状況の把握に努めます。

- ・放射能や微小粒子状物質(PM2.5)等の新たに環境基準が設定された物質の調査や監視・観測を徹底します。
- ・エコドライブやアイドリングストップの実施、ノーマイカーデーの普及啓発など、排出ガス抑制意識の高揚に努めます。
- ・電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等、温室効果ガス排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るとともに、公用車への導入を推進します。
- ・地域公共交通や自転車の利用など移動手段の転換による環境負荷の低減を促進します。
- ・焼却炉の適正使用や野焼きの防止など、必要な監視・指導の充実を図ります。

●アスベスト飛散防止対策の推進

- ・アスベストを使用した施設の解体現場周辺における飛散防止対策の適切な実施についての指導・啓発に努めます。
- ・民間が実施するアスベスト含有調査やアスベスト除去等に対し助成を行うなど、アスベストの適切な処理をすすめます。

●騒音、振動、悪臭対策

- ・騒音や振動、悪臭の発生源を有する施設に対する立入検査や関係法令に基づく規制措置の実施、規制基準の遵守や施設の適切な維持管理についての指導の充実努めます。
- ・一般地域及び主要道路に面した地域での環境騒音測定調査の実施など、監視・観測体制の充実努めます。
- ・一般家庭からの生活騒音や悪臭、商店・飲食店等の営業活動に伴う騒音等に対しては、地域生活におけるマナーの向上に向けた普及啓発や地域環境に対する意識の高揚に努めます。

●河川環境対策

- ・関係機関との連携を強化し、水環境に係る環境基準の遵守や水質汚濁の発生防止に対する指導の充実努めます。
- ・市内の主要河川における河川水質調査や河川生物調査を実施するなど、監視・観測体制の充実努めます。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置促進をはじめ、自然環境への負担を軽減するため、調理くずや廃食用油の流出防止など、家庭でできる取り組みを促進します。
- ・下水道施設の整備や長寿命化及び水洗化を促進するとともに、下水道の整備が計画されていない地域における浄化槽の普及に努めます。
- ・河川改修や開発事業などに伴う河川への影響について、関係機関との連携により監視・指導の強化に努めます。
- ・水生生物による河川水質調査(カワゲラウォッチング)の実施により、身近な河川等の保全に対する意識の高揚を図ります。

●**土壌環境、地盤環境対策**

- ・関係機関との連携を強化し、有害物質を使用する施設に対する監視・指導の充実に努め、土壌への有害物質の蓄積を防止します。
- ・粉じんや汚水の排水による土壌汚染を防止するため、必要に応じてばい煙・排水の排出量や農薬の使用量等の規制を実施します。
- ・環境への負荷の大きい化学肥料・化学合成農薬等の効率的な利用と節減を図るなど、環境にやさしい農業(クリーン農業)を促進します。

表5 高山市内の下水道普及状況の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
排水人口(人)	86,287	85,594	85,022	84,453	84,183
行政区域内人口(人)	90,938	90,024	89,265	88,566	87,839
普及率(%)	94.9	95.1	95.2	95.4	95.8
水洗化率(%)	87.4	88.0	88.3	88.7	88.8
管きょ延長(km)	767	770	771	773	775

出典：高山市下水道課

2) 環境美化活動の推進

クリーン作戦や河川美化活動、ポイ捨て・路上喫煙の防止などにより環境美化活動をすすめます。

●**環境美化運動の推進**

- ・「環境の日」や「ごみゼロの日」等の機会を活用し、環境美化運動に対する意識の啓発を図るとともに、各家庭や地域、団体における取り組みの活性化を図ります。
- ・「水の日」や「川の日」等の機会を活用し、水とふれあう機会の創出や清らかな水環境の保全意識の高揚を図ります。
- ・緑化推進事業での花苗や花木の配布など、身近な生活環境の保全活動に取り組みます。
- ・高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例に基づき、吸い殻や空き缶等のポイ捨てや路上喫煙に対する取り組みをすすめます。
- ・ペット等の飼育について、飼い主のマナー向上や特定外来生物の飼育や譲渡等の禁止について意識の啓発を図ります。



飛驒高山クリーン作戦の様子

3) 公害の防止

公害に対する相談や公害発生源者への指導、アスベスト除去への支援などにより公害の防止を図ります。

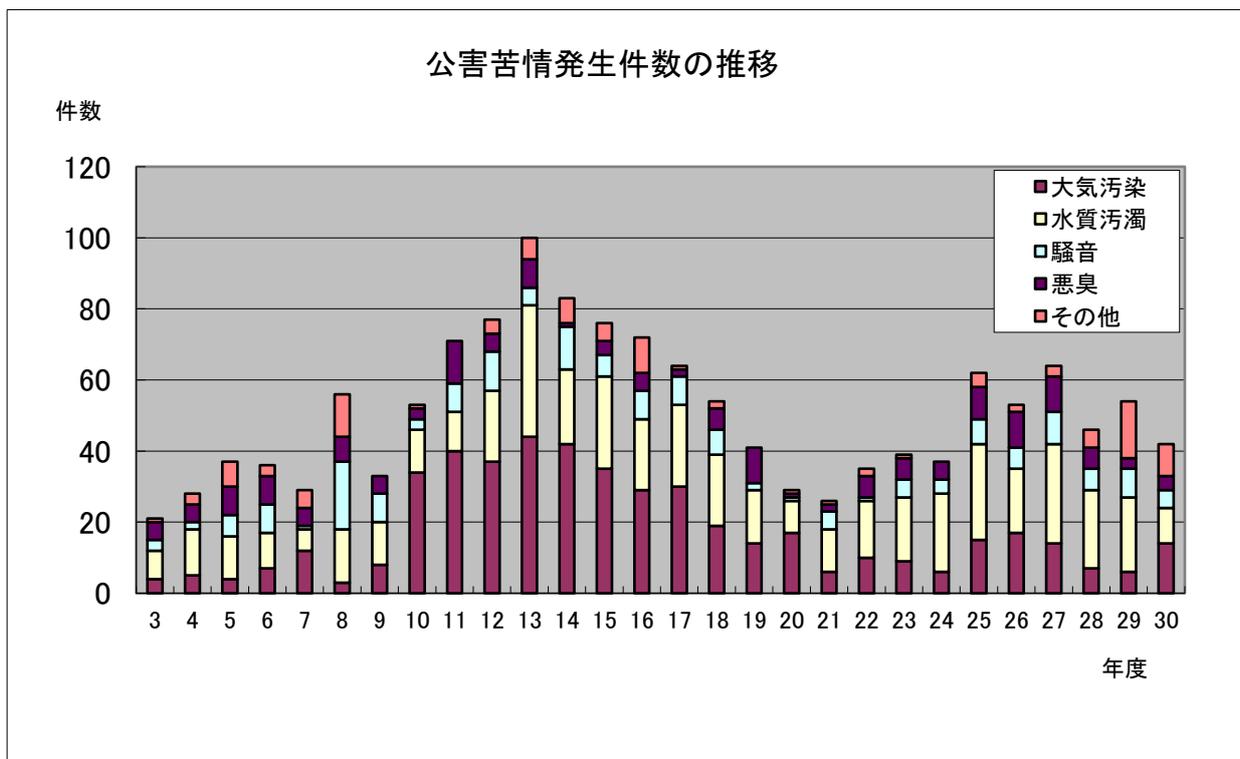
●公害防止対策の推進

- ・公害関係法令や岐阜県公害防止条例にもとづく規制や指導の実施など、公害の未然防止に関する取り組みをすすめます。
- ・公害に関する苦情や相談などの適切な処理に努めます。
- ・国、県との連携を強化し、新たな環境汚染物質や環境保全に関する情報の収集と整備に努めます。

●公害防止意識の高揚

- ・大気汚染や騒音問題、悪臭対策、水質汚濁等の防止につながるマナーの向上や地域の環境に対する市民意識の高揚を図るため、国、県、関係団体等と連携し効果的な普及啓発をすすめます。

グラフ1 高山市内の公害苦情発生件数の推移



出典：高山市生活環境課

基本施策② 循環型社会の構築



現状と課題

- ・資源物の分別収集やリサイクルの推進、ごみシール制の実施によるごみの減量化に取り組んできた結果、ごみの総排出量が、平成22(2010)年度まで減少を続けてきましたが、平成23(2011)年度からは、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・空家整理やリフォーム等に伴う粗大ごみなどの自己搬入が増加していることなどの要因により、家庭から排出される1人1日あたりの可燃ごみの排出量は、増加傾向にあります。
- ・観光客の増加等による事業系廃棄物の増加、集団資源回収量の減少などにより、ごみの総排出量に占める資源ごみの割合を示す資源化率は、平成19年度をピークに低下を続けています。
- ・平成26(2014)年度からは、電子機器等に含まれるレアメタル等の有用金属資源の確保及び最終処分量削減等を目的とする「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」による小型家電製品の分別収集を開始して、資源化の推進を図っています。
- ・国は令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その重点戦略の1つとしてリデュース(ごみの発生抑制)等の徹底を位置づけました。
- ・国の第4次循環型社会形成推進基本計画において、令和12(2030)年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が掲げられるなど、食品ロスの削減は喫緊の課題となっています。
- ・3R(廃棄物の発生抑制「Reduce リデュース」、再使用「Reuse リユース」、再生利用「Recycle リサイクル」)のさらなる推進による廃棄物の減量化・資源化が必要です。
- ・ごみの減量化のために市民、事業者、市の連携を強化し、生産、流通、販売、消費、廃棄等各段階における配慮や対策が必要です。

主な取り組み

1) 廃棄物の発生抑制(Reduce リデュース)

生ごみの減量化や使い捨てプラスチック等の排出抑制、現行のごみシール制の見直しなどによりごみの減量化と発生抑制を図ります。

●廃棄物の発生抑制

- ・生ごみ排出時の水切りの徹底や生ごみ堆肥化等装置の購入を促進するなど、生ごみの減量化を推進します。
- ・国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく使い捨てプラスチック削減の取り組みの一環として実施されるプラスチック製レジ袋の有料化義務化などを通じて、ごみの発生抑制に向けたライフスタイル変革の促進を図ります。

- ・詰め替え商品やばら売り商品の拡大、使い捨て商品の利用抑制に取り組みます。
- ・ごみシール制の見直しを検討します。
- ・国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元(2019)年5月制定、同年10月1日施行）の趣旨にのっとり、3010（サンマルイチマル）運動など、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

2) 再使用(Reuse リユース)の推進

リフォーム製品フェア等の開催による再使用の促進を図るとともに、デポジット方式やリターナブル容器の普及促進などにより、不用品の再使用に対する市民の理解を深め、再使用の促進を図ります。

●再使用の推進

- ・リフォーム製品フェアの開催などにより、再使用の推進に取り組みます。
- ・フリーマーケットの開催支援により再使用を促進し、廃棄物の削減を図ります。
- ・リユースカップ等の利用啓発により使い捨て容器の削減をすすめます。

3) 再生利用(Recycle リサイクル)の推進

ごみの分別方法の周知徹底及び指導の充実を図るとともに、集団資源回収の奨励などを実施することにより再生利用に対する市民の理解を深めるとともに、環境物品(環境負荷低減に資する製品・サービス)の使用を促進します。

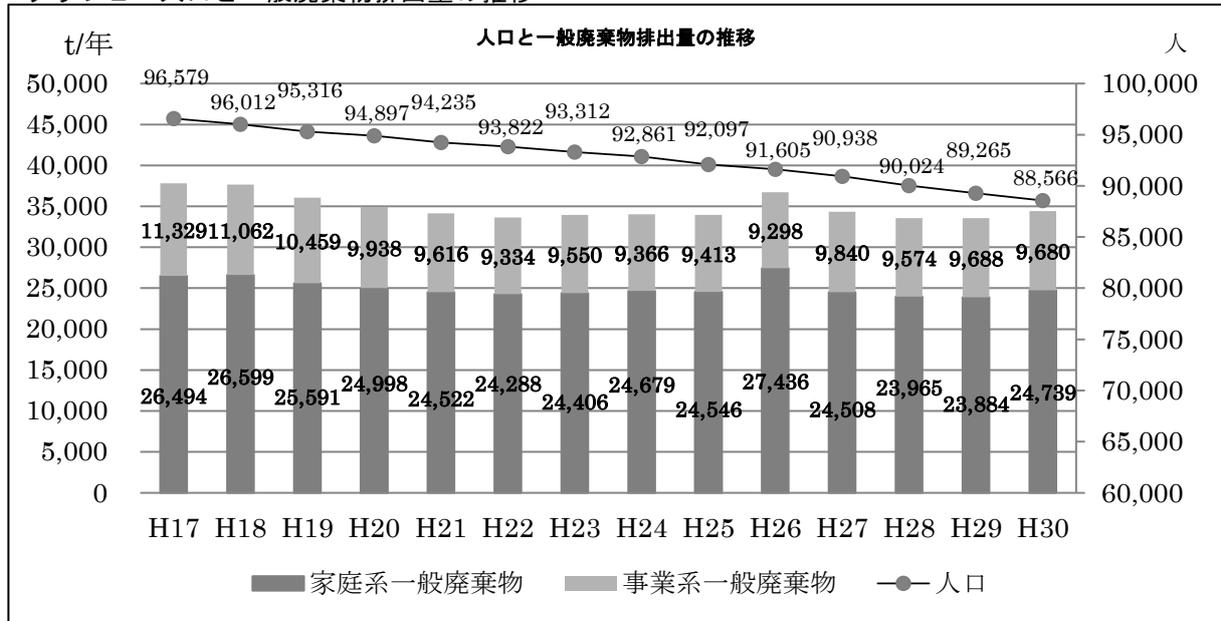
●再生利用の推進

- ・分別収集説明会の開催、ごみの出し方・分け方、ごみカレンダーの配付、リサイクル推進員等による分別指導などで、分別方法の周知徹底を図ります。
- ・集団資源回収の奨励により資源物の回収増加に取り組みます。
- ・エコマーク商品やリサイクル製品等の積極的な導入をすすめます。
- ・容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法などに基づき、再生可能な資源の再資源化を促進します。

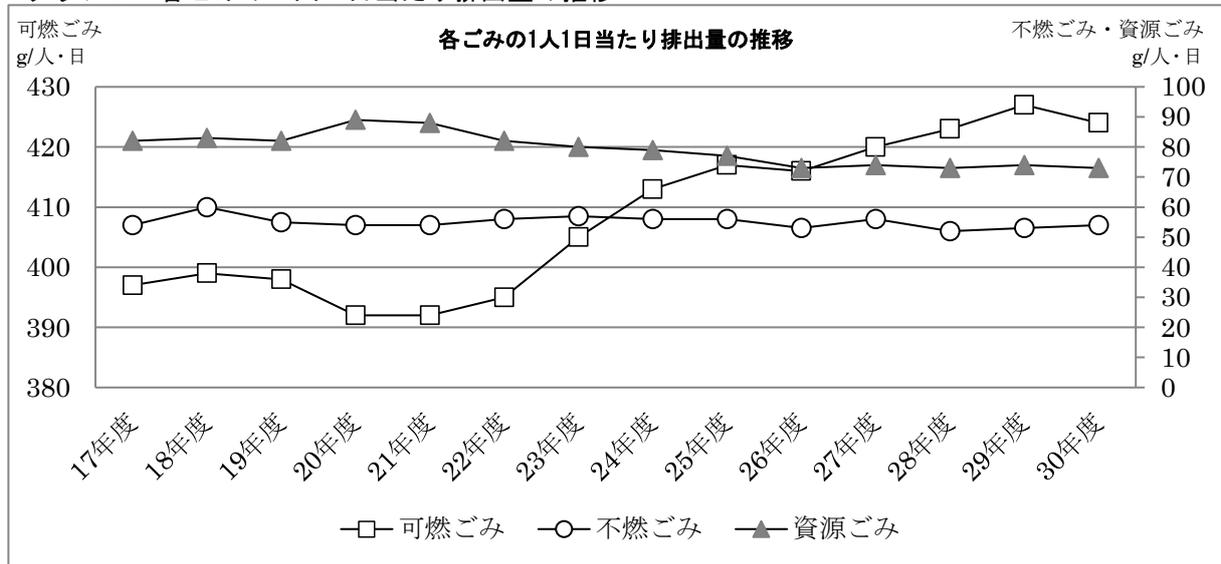
第3章 施策の展開

基本目標3 快適な生活環境の確保

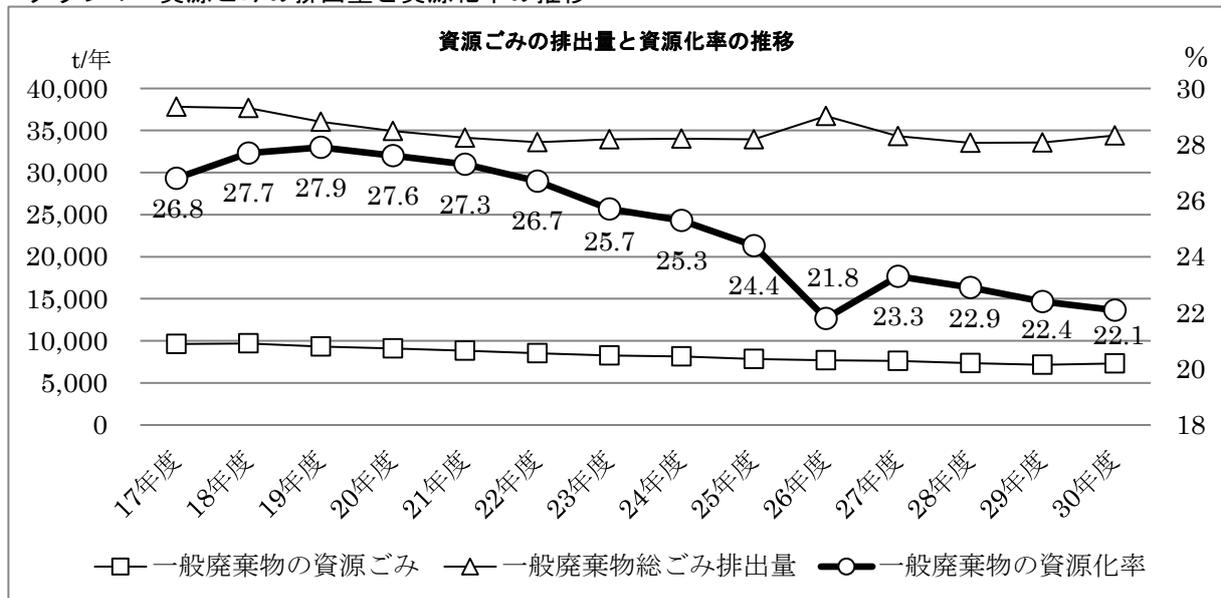
グラフ2 人口と一般廃棄物排出量の推移



グラフ3 各ごみの1人1日当たり排出量の推移



グラフ4 資源ごみの排出量と資源化率の推移



出典：高山市生活環境課

基本施策③ ごみの適正処理



現状と課題

- ・ごみの中間処理施設である資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターの焼却施設は、供用を開始してからとも30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・焼却や選別などの中間処理を経て、リサイクル(再生利用)されず残った廃棄物は、資源リサイクルセンター及び丹生川埋立処分地で埋立処分しています。
- ・処理施設では、法に準じて排ガスや焼却灰に含まれるダイオキシン類等の有害物質の測定、施設周辺の大気、悪臭、土壌の測定、埋立処分地からの排水の測定等を定期的の実施して、環境基準値を遵守するとともに、その結果を公表しています。
- ・資源リサイクルセンターの第一次埋立処分地は埋立が完了したため、跡地の整備を進める必要があります。
- ・現在運用中の第二次埋立処分地の容量は逼迫しており、埋立残余年数延命化の方策を検討する必要があります。
- ・廃棄物の適正な分別や排出方法については、冊子の配付、広報たかやまや説明会等で情報提供を行ってきましたが、分別など排出ルールが守られていない違反ごみが依然として見受けられます。
- ・市内2カ所のごみ焼却処理施設が老朽化しているため、新ごみ焼却処理施設を建設することが必要であり、併せて効率化のため施設の統廃合が必要です。
- ・再生可能エネルギー利用の取り組みの一環として、新ごみ焼却処理施設の余熱の活用方法などについて検討する必要があります。
- ・新ごみ焼却処理施設の建設までは、既存施設の適正な維持管理、安全稼働が必要です。

主な取り組み

1) 適正な分別収集の推進

分別収集によるごみの適正排出の取り組みを今後も継続するとともに、効率的な収集運搬及び不法投棄の未然防止を図ります。

●ごみの分別ルールの徹底

- ・分別収集に関する説明会の開催、「ごみの出し方・分け方」冊子の内容見直し、ごみカレンダーの配付による分別の周知、リサイクル推進員等による分別指導の徹底に取り組みます。
- ・違反ごみ警告シールの活用及び監視パトロールなどにより違反ごみの削減を図ります。
- ・パトロールの強化や関係機関との連携により不法投棄の防止及び不法投棄者への指導強化や取り締まりを行います。

●排出・収集運搬方式の見直し

- ・収集区分別の排出量を算出し、人口との関連性などを分析することにより、効率的な収集方法の検討を行います。

2) 安全なごみ処理の推進

ごみ処理施設の安定稼働に引き続き取り組むとともに、環境基準値を遵守し、周辺環境に十分配慮した適正な維持管理に努めます。

●ごみ処理施設の安全稼働

- ・定期点検を実施し、適切な維持管理に取り組みます。
- ・監視体制の強化を図るとともに、排ガス・排水等の測定を定期的実施し、その結果を公表します。

3) ごみ処理施設と周辺環境対策

新たなごみ焼却処理施設の整備や埋立跡地の活用、ごみの焼却熱等の有効利用などにより、ごみ処理施設と周辺環境の整備に取り組みます。

●ごみ焼却処理施設の整備

- ・新ごみ焼却処理施設の整備を推進します。
- ・新ごみ焼却処理施設における処理方法や環境対策、余熱の活用方法などについて検討をすすめます。

●第一次埋立処分地跡地の整備

- ・埋立が終了した資源リサイクルセンター第一次埋立処分地の環境調査を継続して実施するとともに、跡地の有効活用を図るため周辺環境に配慮した整備をすすめます。

●周辺環境対策

- ・収集運搬業者に対する環境汚染対策や交通安全遵守などの指導を徹底します。